

1 相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント（第3事案）

(1) 処分年月日 令和6年5月9日

(2) 被処分者 相馬消防署新地分署 消防司令補 男 44歳

(3) 処分内容

① 懲戒処分 停職6か月

② 分限処分 職位：係長から副主任主査に降任

(4) 処分理由

① 懲戒処分

(ア) 平成28年度において、後輩職員に対して掃除機を投げつけ、胸ぐらをつかんだ。

(イ) 他の後輩職員に対しても、日常的に、頭を殴る、肩を殴る、足を蹴る等の行為をしていた。

(ウ) 平成31年3月11日午後9時30分頃、建設中の新地町交流センターにて火災が発生し出動した際、後輩職員に対してヘッドロックをかけた。

(エ) 平成28年度において、後輩職員に対して、「使えない」「辞めろ」「お前ができないのは両親の育て方が悪いんだ」などと日常的に言っていた。

(オ) 他の後輩職員に対しても、「早く辞めたほうがいい」などと日常的に言っていた。

(カ) 平成26年度において、後輩職員に対して、「使えない」「初任科のほうが使える」などと複数回言っていた。この行為により強度の心的ストレスを受けた結果、医師からストレス・トラウマ反応の診断を受け、さらにその後、心的外傷後ストレス障害の診断を受け、45日間病気休暇を取得した。

(キ) 平成30年3月頃、後輩職員が4月から同じ部になることから挨拶に来たことに対して、「お前のことぶっ潰してやっかん」と言った。

(ク) 平成24年度において、上司から後輩に対する言動について指導、注意を受けたにもかかわらず繰り返していた。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号、並びに相馬地方広域市町村圏組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条及び第4条の規定に基づき懲戒処分としたもの。

② 分限処分

これまでのハラスメント行為によって後輩職員を委縮させ、職員相互の信頼関係を損なうなど、消防組織の職場環境を悪化させたことは、公務の能率の維持の観点から看過し難いものである。

特に消防組織においては、職員間で緊密な意思疎通を図ることが、消防職員や住民の生命や身体の安全を確保するために重要であることを鑑みれば、係長として係員を指揮する職位に必要な適格性を欠いており、消防組織の運営及びその職務の円滑な遂行に支障がある。

以上の事実により、地方公務員法第28条第1項第3号の規定に基づき分限処分としたもの。

2 相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント（第4事案）

(1) 処分年月日 令和6年5月9日

(2) 被処分者 消防本部 消防司令補 男 42歳

(3) 処分内容

① 懲戒処分 免職

(4) 処分理由

① 懲戒処分

(ア) 令和5年5月、後輩職員に対して、「邪魔だ」などと言い後ろから足で臀部を蹴るなどした。

(イ) 令和5年度において、後輩職員に対して、「穴開けちまうぞ」と言いながら、不具合で動かないドリルの刃を頬に向けた。

(ウ) 令和4年度において、スラックスを購入したレシートを後輩職員に渡しながら「これ買ってきたから」などと言い、スラックス代の支払いを求め、現に支払いを受けた。

(エ) 令和4年度において、救助訓練の指導者としてチームが全国大会に出場したことを理由に、指導相手の後輩職員らに対して10万円を支払うように求め、現に支払いを受けた。

(オ) 令和5年5月、救助訓練の指導者として後輩職員らを指導していたが、福島県消防救助技術大会の出場選考会でのチームの成績に不満を抱き、チームに関わっていた後輩職員らに対して、「おまえら、ほふく辞めちまえ」「おまえらクビだ」などと言い、後輩職員1名に対して「何だ、その目は」などと言い、執拗に責めるなどした。

また、チームに関わるグループLINE上で、「電話してくんな。家に来たら殺す」「全員許さんからな」などと投稿するなどした。

(カ) 第三者委員会による調査が開始された後に、複数の後輩職員らに対して繰り返し接触し、執拗に働きかけをしていた。

(キ) 「何だ、その目は」などと言い執拗に責められた職員は、強度の心的ストレスを受けた結果、うつ病に罹患し、病気休暇を取得した。

(ク) 平成29年10月頃、所属するサッカー部の後輩である職員に対して、個人で所有していたユニフォームを2万円で買うように求め、現に

代金2万円の支払いを受けた。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号、並びに相馬地方広域市町村圏組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条の規定に基づき懲戒処分としたもの。